

評価分類	評価項目	評価基準及び配点	配点	備考	
財務体質等	自己資本比率の状況	経営の安定度を評価			
		○20%以上	8点	※計算に使用した証拠書類も提出 ※自己資本÷総資本×100	
		○10%から20%未満	6点		
		○0%から10%未満	2点		
	○0%	0点			
	流動比率の状況	短期的な支払能力を評価			※計算に使用した証拠書類も提出 ※流動資産÷流動負債×100
		○150%以上	8点		
		○100%以上150%未満	6点		
	経営利益の状況	○100%未満	0点		※当期経常利益と前期経常利益を比較し、経常利益が増加しているかで判断 ※3年の状況で評価 ※当期経常利益が赤字の場合は、向上としな い ※経常利益の証拠書類も提出
		総合的な成長を評価			
○3年とも前期より向上		8点			
○3年のうち2年が前期より向上		6点			
○3年のうち1年が前期より向上		2点			
○3年とも前期より向上せず	0点				
過去3年の決算状況(赤字の有無)	収益力を評価			※計算に使用した証拠書類も提出 ※過去3年の損益計算書の経常利益で評価	
	○赤字なし	8点			
	○3年のうち1年が赤字	6点			
	○3年のうち2年が赤字	2点			
キャッシュフローの状況	○3年のうち3年が赤字	0点		※計算に使用した証拠書類も提出	
	営業キャッシュフローで評価				
	○営業キャッシュフローが0円超	6点			
地域精通度	企業の所在地	○営業キャッシュフローが0円以下又は上場企業でキャッシュフロー計算書を未作成	0点		
		市内の本店、支店及び営業所の有無を評価			
		○市内に本店あり	4点		
		○市内に支店、営業所等あり	2点		
市への社会貢献度	市との災害時応援協定等の締結による地域貢献の実績	○市内に本店、支店、営業所等なし	0点	※災害時応援協定等を市と締結している事業者を評価。事業者の所属している団体が、市と協定等を締結している場合も評価の対象とする。	
		災害時の応援等に係る市との災害時応援協定の締結の有無を評価			
		○協定締結あり	6点		
企業の実績・能力	企業の同種の業務の実績	○協定締結なし	0点	※「同種の業務」とは、チラシ・ポスターのDTPデザイン(印刷も含む) ※「同規模」とは1年間で受注件数30件以上かつ受注金額270万円以上とする。	
		企業の同種の業務受託実績を評価			
		○同種かつ同規模以上の業務受託実績あり	12点		
		○同種かつ1/2以上の規模の業務受託実績あり	8点		
配置予定従事者の保有する資格	業務を執行する上で有効な国家資格等の有無を評価	○同種かつ1/2以上の規模の業務受託実績なし	0点	※「有効な国家資格等」は、撮影やDTPデザイン等に関する資格	
		○資格あり	4点		
		○資格なし	0点		
配置予定従事者の業務実績	同種の業務の実績の有無を評価	○責任者として同種の業務に従事した実績あり	12点	※「同種の業務」とは、行政チラシ・ポスターのデザインを指す。	
		○同種の業務に従事していた実績あり	8点		
		○同種の業務に従事した実績なし	0点		
配置予定従事者の業務内容に関する専門知識等	同種の業務内容に関する専門知識等の有無を評価	○専門知識等あり	12点	※「専門知識等」とは、DTPデザインに関する知識	
		○専門知識等なし	0点		
研修体制	研修の実施	技術力向上のための研修の実施状況を評価	2点	※事業者独自の研修及び外部機関での研修のいずれも評価の対象とする。 ※警備業法(昭和47年法律第117号)第21条第2項の規定により実施する研修は、評価の対象としない。 ※報告書、受講修了証、レジュメ等で確認する。	
		適正な履行確保のための研修計画	2点		
履行体制	適正な履行確保のための業務体制	契約期間中の適正な業務の履行確保のための研修計画の有無及びその内容を評価	2点	※研修対象は、現場の作業従事者とする。 ※事業者独自の研修及び外部機関での研修のいずれも評価の対象とする。 ※警備業法第21条第2項の規定により実施する研修は、評価の対象としない。	
		仕様書に基づく作業計画書の作成及び業務内容を評価	4点		※作業計画書と仕様書との適合性を評価する。
品質保証への取組	品質ISO認証の取得状況	品質ISO認証(9001)の取得の有無を評価	2点	※入札告示日現在の取得状況とする。	
		苦情処理体制	苦情処理体制の整備状況を評価	2点	※苦情処理要領(マニュアル等)の有無及びその内容(役割分担、報告、指示及び結果報告の系統並びに伝達方法の明記は必須)
福祉への配慮	障害者雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下この項において「法」という。)の規定により雇用が義務づけられている業者		※障害者雇用率を算定する基準日は、事実ごとに定める。 ※法の規定にかかわらず、市内に居住する障害者については、1人あたり2人分で換算する。ただし、1週あたりの労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者の場合は1人分で換算する。障害者の雇用の項目において同じ。 ※障害者雇用状況報告書(法定書式あり)の提出	
		○法第43条第2項に規定する障害者雇用率(以下この項において「法定雇用率」という。)の2倍以上の障害者を雇用	6点		
		○法定雇用率と同率以上2倍未満の障害者を雇用	4点		
		○法定雇用率未満の障害者を雇用	0点		
		法の規定により雇用が義務づけられていない業者			
		○障害者2人以上の雇用あり	6点		
○障害者1人以上2人未満の雇用あり	4点				
環境への配慮	環境への取組状況	○その他	0点	環境への取組に係る各種認証制度の取得状況	
		環境への取組に係る各種認証制度の取得状況			
		○ISO14001取得			
		○エコアクション21取得者	2点		
		○KESステップ1~2			
課題作品に対する評価	理解力	○エコステージレベル1~5		仕様書で示す具体的な課題チラシを作成すること。それについて左記の基準で評価する。	
		○その他の第三者認証制度取得者			
		理解力	市の方向性やチラシ等発行業務への理解		18点
		デザイン力	技術力、専門性		18点
表現力	訴求力	28点			
	発想力、独創性	28点			